

林業労働力の確保の促進に関する基本計画（2026 から 2030 年度）の概要版

1 基本計画の趣旨

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律(以下「労確法」)第4条に基づき国が定める基本方針に即して、県が基本計画を定めることができる。
- (2) 基本計画では、林業労働力の確保・育成を総合的に推進するため、林業労働力の現状や課題等を踏まえ、目標に向けた県の施策及び林業経営体の取組を定めている。

2 基本計画の概要

(1) 森林・林業を取り巻く情勢

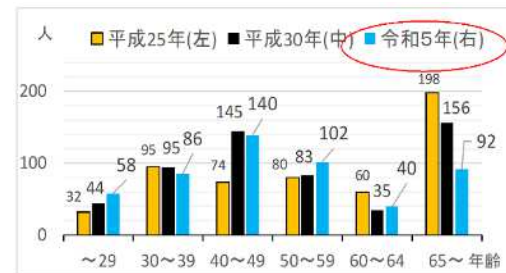
- ア 森林面積約 22 万 ha のうち人工林は約 13 万 ha、その約 6 割が利用可能な 60 年生以上
- イ 充実した森林資源を循環利用していくことが重要な課題
- ウ 2019 年に「森林経営管理法」、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、森林の整備や活用が期待されている。

(2) 林業労働力の現状

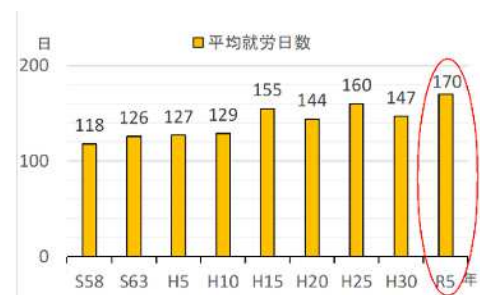
- ア 林業従事者数は 518 人で微減傾向、平均年齢は 48 歳で若返り傾向
- イ 平均就労日数は 170 日で微増傾向
- ウ 林業労働災害発生率は死傷年千人率 22.8、全産業平均 2.4 の約 10 倍
※死傷年千人率：1 年間の労働者 1,000 人あたりに発生した死傷者数の割合



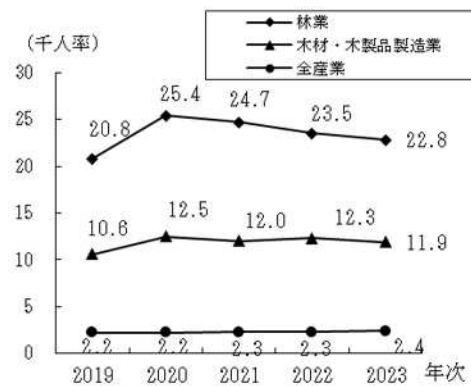
林業従事者数と平均年齢



年齢階層別従事者数



平均就労日数



死傷年千人率 (休業4日以上)

(3) 県の施策

ア 数値目標 (新規就業者の確保数)

5 年間で 150 人 評価年度 2030 年度において継続して就業している人数

イ 新たな担い手の確保

- デジタルコンテンツ広告等を活用した情報発信やイベント等での P R、体験会等を実施
- 就業希望者を対象とした相談会の実施 (※1)
- 必要な技術の習得や装備・設備の導入等を支援
- 学校等との連携により、生徒に林業の仕事や最新技術等を学べる機会を提供

ウ 林業を支える人材の育成

- 「あいち林業技術強化カレッジ」において知識・技術レベルに応じた段階的な研修カリキュラムを実施 (※2)
- 安全作業技術に関する研修の実施や林業現場における安全管理徹底の働きかけ等、「林業労働災害ゼロ」に向けた取組を実施
- 林業現場技能者の技術と安全作業意識の向上を図るとともに、林業の魅力を発信するため「あいち伐木競技会」を開催 (※3)
- 効率的な林業生産を行う林業経営体を育成するため、高性能林業機械の導入や現場作業システムの改善指導、I C Tの定着等を支援
- 経営コンサルタントによる経営等サポートや「あいち五つ星林業経営体認定制度」による雇用の改善や事業の合理化を促進し、就業希望者から選ばれる魅力ある林業経営体を育成 など



※1 就業ガイダンス



※2 全天候型研修施設



※3 あいち伐木競技会

(4) 林業経営体の主な取組

ア 雇用管理の改善

- 雇用関係の明確化、労働条件の改善、募集・採用の改善
- 女性労働者等の活躍・定着の促進
- 林業分野における障害者雇用の促進

イ 事業の合理化

- 事業量の安定的な確保、生産性の向上、教育訓練
- 「新しい林業」の実現に向けた対応